

令和 6 年度

社会福祉法人天童市社会福祉協議会 事業計画書

社会福祉法人天童市社会福祉協議会

～ 共に支え合おう 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち天童 ～

<http://www.tendo-shakyo.or.jp/>

目 次

基本方針	1
重点項目	2
1 「第二次天童市地域福祉活動計画」の実践と各種相談支援事業・福祉のまちづくりの推進	
2 地域包括ケアに係る地域づくりの推進	
3 利用者本位の支援と各事業所の安定運営	
4 天童市総合福祉センターの管理・経営	
5 法人組織の適正な管理と経営改善に向けた取組み	
事業概要	
1 地域福祉事業・ボランティア活動の推進	3
2 重層的支援体制整備事業等の実施	5
3 共同募金活動	8
4 天童市地域包括支援センター中央の運営	8
5 介護サービス事業所の運営	11
6 天童市総合福祉センターの管理・運営	12
7 法人組織の管理・運営等	14

基本方針

近年、ウクライナや中東ガザ地区における住民を巻き込んだ戦争が激化するなど、歴史的な背景と大国の思惑が複雑に絡みあって、世界情勢は一層混迷の度を深めています。

一方、国内においては、1月1日に能登半島地震が発生し、多くの生命と財産が失われました。被災者は未だ苦しみの中にあります。復興には長い時間がかかると予想され、その間にも地域外への人口流出や高齢化が進み、住み慣れた地域社会の崩壊や喪失が懸念されています。また、今年は地球温暖化の影響とみられる記録的な暖冬で始まり、今後の気候変動に伴う風水害などが一層心配されます。平時における災害救援活動への備えがますます重要となっています。

本会では、社会情勢の変化や新たな事業の取組みに対応するべく、令和5年度に「第二次天童市地域福祉活動計画」の中間見直しを行いました。引き続き、基本理念である『共に支え合おう 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち天童』の実現を目指してまいります。そして、地域社会福祉協議会や福祉推進員と一体となった地域福祉を推進するとともに、地域包括ケアシステムの充実を図り、住み慣れた地域で安心して生活できる社会をつくり出します。

具体的には、今年度から新たに「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。これは、「相談支援」、「参加支援事業」及び「地域づくり事業」を一体的に実施することにより、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応しようとするものです。既存の各種相談窓口や地域づくり事業などとも連携し、包括的で手厚い支援体制を構築していきます。さらに、生活支援コーディネーター事業を拡充し、サービスの担い手養成などの「資源開発」や関係者の「ネットワーク化」、ニーズと取組みの「マッチング」などを進めます。また、引き続き、「法人後見業務・成年後見センター事業」や「災害ボランティアセンター設置事業」などに、積極的に取り組みます。

本会が運営する「地域包括支援センター中央」については、「重層的支援体制整備事業」と連携して、総合相談や認知症対策、介護予防事業などを実施するとともに、適切なサービスや関係機関、制度につながる支援に努めます。また、「介護サービス事業所」については、市民のニーズに即した適正な運営を行い、利用者の尊厳の保持、利益と権利の擁護を基本とし、利用者の立場に立った支援を引き続き実施します。

さらに、市民の福祉の拠点施設である「天童市総合福祉センター」が安心して利用できるように、引き続き適切な管理・運営に努めます。

今後とも本会は、地域福祉を推進する中核組織としての社会的な使命のもと、地域生活課題の把握や地域共生社会の実現を目指して、地域住民、行政や福祉事業者との連携と協力体制の強化に努め、積極的な事業の展開に取り組んでまいります。

重点項目

1 「第二次天童市地域福祉活動計画」の実践と重層的支援体制整備事業・福祉のまちづくりの推進

地域共生社会の実現に向けて、令和5年度に中間見直しした「第二次天童市地域福祉活動計画」（令和2年度から令和7年度まで）の実践や令和6年度からの新規事業である「重層的支援体制整備事業」に取り組み、支援の充実を目指します。

また、住民ニーズと提供主体のマッチング、担い手養成、社会資源開発に努める「生活支援コーディネーター」事業等のネットワーク機能を活用し、行政や社会福祉法人、NPO団体、企業、地域社会福祉協議会、公民館、自治会等、多様な関係機関との連携・協働による福祉のまちづくりを進めます。

2 地域包括ケアに係る地域づくりの推進

天童市地域包括支援センター中央は、地域に暮らす高齢者の身近なワンストップの相談窓口です。近年、生活様式の多様化により、複合化、複雑化した課題を抱える世帯が増加していることに合わせ、多職種、多機関との連携、協働に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、包括的、継続的な支援を提供する仕組みである地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 利用者本位の支援と各事業所の安定運営

天童市居宅介護支援事業所及び天童市訪問介護サービス事業所は、介護保険制度や障がい者支援制度に基づく地域における介護の担い手として、利用者の尊厳の保持、利益と権利の擁護を基本に、公平公正な立場で利用者に寄り添った支援を提供いたします。

また、各事業所の安定した運営を行うために、課題の明確化及び改善・解決に取り組めます。

4 天童市総合福祉センターの管理・運営

指定管理者（令和3年度から令和7年度）として、天童市総合福祉センターの適切な管理・運営を担います。管理業務の仕様書に基づき、市民の福祉増進や公平な施設の利用、経費の節減、安全管理、感染症対策に努めながら、安心して利用できる施設の管理・運営を行います。また、本会事業との相乗効果を図りながら、利用者へのサービス向上に努めます。

5 法人組織の適正な管理と経営改善に向けた取り組み

法人として法令を遵守し適正管理に努めながら、今後も本会の組織面及び機能面での整備充実を図ります。特に重層的支援体制整備事業の実施にあたり、効率的な業務執行や体制整備を進めます。

併せて、介護保険制度等の改正や報酬改定を受けて、脆弱化する傾向にある経営環境に対応するため、随時情報収集するとともに、経営改善に取り組めます。

事業概要

1 地域福祉事業・ボランティア活動の推進

(1) 地域福祉ネットワーク活動

ア 地域社会福祉協議会の支援・充実

地域福祉活動の組織的、効率的な推進や福祉コミュニティの実現を目指して、福祉に関する問題発見や関係機関への提言、啓発や住民参加、連携調整等に取り組む地域社会福祉協議会に対して、積極的な運営支援を行います。

また、地域に要援護者が急増している社会情勢を踏まえて、本会や行政、福祉関係機関、天童市立公民館等との協働を進め、活動充実を目指します。

イ 天童市福祉推進員活動の充実

福祉の問題を抱える高齢者や障がい者世帯等に対して、同じ住民の立場から問題の早期発見や連絡、関係機関との連携等を行う福祉推進員の活動充実を図ります。

自治会長や民生委員・児童委員と連携した見守り、声掛けを実践するとともに、地域社会福祉協議会や福祉推進員連絡会による研修機会の確保、情報交換等を進めます。

ウ いきいきサロン事業の充実・普及

自治会や民生委員・児童委員、福祉推進員等の福祉関係者、各種団体が中心となり、主に自治公民館を拠点に高齢者等の仲間づくりや健康増進を図る「いきいきサロン」事業、「一人暮らし高齢者激励会」事業の充実、普及を図ります。

年間開催回数に基づく助成加算や新規地域のお試しサロンの助成を実施することにより、取り組みやすく継続しやすいサロン活動の実現を目指します。

また、通いの場の情報誌「歩（ふ）れあいだより」の発行やいきいきサロン・地域カフェ推進事業合同研修会を開催しながら、通いの場同士の情報交換等にも努めます。

エ 地域カフェ推進事業の実施

介護保険総合事業の地域介護予防活動支援事業の枠組みにより、主に天童市立公民館を拠点とした高齢者中心の集いの場を設け、交流及び介護予防の機会を提供する「地域カフェ推進事業」を推進します。

高齢者の健康の維持、増進及び要介護状態の予防を図ることを目的とし、地域社会福祉協議会や介護保険事業所等との協働による開催を普及します。

オ 第1層・第2層生活支援コーディネーターの配置

天童市の生活支援・介護予防体制整備推進協議体と連携を図り、住民ニーズと提供主体のマッチングや連絡・調整を進めます。地域福祉組織、自治会、公民館、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア及び企業等、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの整備を進め、社会資源の開発に努めます。また、「天童市住民助け合い活動養成講座」の受講生を中心に結成した「天童びすけっと（微助っ人）会」

の活動をサポートし、住民主体の支え合い活動の推進に努めます。

カ 社会福祉法人連絡会活動

天童市内に拠点を置く社会福祉法人が相互に連携し、情報交換や研修を行い、地域における公益的な取組み等の実践活動により、住民や行政との協働に努めるとともに、地域共生社会の実現を目指します。

また、地域福祉の推進に係る地域住民等との連携や地域における福祉人材の育成等を目的として、「天童の歩（ふ）くし出前講座」や福祉なんでも相談等の事業を実施します。

キ 子育て支援事業の実施

子育て支援の活動に積極的に取り組んでいる母子寡婦福祉連合会や地域社会福祉協議会、退職公務員連盟東村山支部等との連携・協力を通して、子育てサロンや学習支援教室等の活動を支援します。

ク 地域食堂・子ども食堂の支援・充実

既に実施している地域食堂・子ども食堂については、フードドライブを活用した食材等の提供支援のほか、広報活動を通しながら新たな参加者や運営協力者が増えるように幅広く市民へ周知を図ります。また、地域食堂・子ども食堂の新規立ち上げ希望団体等については、お試し食堂の助成や他団体の助成金に関する情報提供、協力団体の紹介等を通して、取り組みやすく継続できるような運営支援を行います。

(2) 社会福祉啓発と福祉人材の育成

ア 社会福祉協議会だよりの発行やホームページの活用

社会福祉協議会の趣旨や活動について広く住民に認知してもらうため、社会福祉協議会だよりを発行するとともに、より分かりやすく充実した内容の誌面づくりに努めます。また、地域や学校の福祉活動やボランティア活動等、身近な話題を掲載することで住民の社会福祉への関心を高めます。なお、ホームページを活用し、申請様式等のダウンロード機能強化やツイッターでの投稿、ユーチューブ（動画）を掲載しながら、より迅速かつ効果的な情報提供に努めます。

イ いきいき・ふれあい健康福祉まつり2024の企画・開催

本会及び天童市を事務局とし、福祉関係団体等の参加・協力を得ながら、福祉に関する体験を通して、研鑽を深められるコーナーを開設し、市民の福祉活動への関心と理解を高めることを目的とした、市民の健康と福祉の祭典である「いきいき・ふれあい健康福祉まつり」の企画・開催に当たります。

ウ 社会福祉功労者表彰の実施

社会福祉の分野で顕著な貢献をされた個人及び団体への感謝を表し、その功績をたたえるための表彰を行います。

エ ふれあいまちづくり講座開設

医療、福祉等の専門資格や生きがい活動等の特技を持つ方に講師登録していただき、いきいきサロン等の地域の活動や学校等に派遣するふれあいまちづくり講座を開設し、地域福祉の活性化につなげます。地域福祉活動の場に幅広く活用いただけ

るよう、積極的に講座の周知を図り、講師の人材発掘に努めます。

また、本会においても、専門職である職員を福祉関係者の研修会や地域事業、学校等に派遣し、地域づくりを支援しながら職員の資質向上に努めます。

オ 福祉のこころ実践校事業の実施

児童生徒の社会福祉やボランティア活動への関心を高めるため、「福祉のこころ実践校事業」を行い、特に学校と地域福祉活動との連絡を密にし、地域ぐるみで福祉教育に取り組める環境づくりを進めます。また、福祉に関する講師やボランティア活動先の紹介、福祉用具の貸出等を行い、小中学校等が積極的に福祉学習やボランティア活動に取り組めるよう支援します。

カ 介護職員初任者研修受講助成事業

介護職員初任者研修課程受講修了者（一般市民）の受講料を助成し、介護知識及び技術等を有する介護従事者の養成に努めます。

(3) ボランティア活動の育成

ア ボランティアセンター事業

広報誌等でボランティアセンターについて PR し、ボランティアニーズと活動希望者の情報収集を強化して調整機能の向上を目指します。既存のボランティア団体が充実した活動が続けられるよう支援するとともに、幅広い市民層に対してボランティア活動の啓発を行います。また、「びゅーていふる■てんどう」をスローガンとして、除雪やゴミ拾い、募金、車イス貸出等のボランティア活動を実施し、活動の機会を提供するとともに地域の助け合い活動を推進します。

イ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

有事にスムーズにボランティアを受入れ・活用できるよう、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」をもとに、センター立上げや受付・マッチング等の訓練を行います。行政や青年会議所、NPO、地域社会福祉協議会、ボランティア等との連携や、市民への周知を強化し、協力体制の確保に努めます。また、他市町村において災害ボランティアセンターが設置された際は、職員を派遣し経験を積み重ねながら有事に備えていきます。

2 重層的支援体制整備事業等の実施

天童市において、令和6年度から既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施します。本会においては、これまでの地域住民や他機関等とのネットワークを生かしながら、従来の多機関協働事業に加えて、包括的相談支援事業や参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業等を受託し、地域共生社会の実現を目指します。

(1) 多機関協働事業の実施（天童市多機関協働支援センター）

介護や障がい、育児、貧困等の複合的なニーズを抱え、単一機関では支援が困難なケースの相談を受け、課題の分析やプラン作成、関係機関の連携促進に当たり、複雑化した課題の解決を図ります。

また、各分野の相談機関を参集する重層的支援会議の開催により、相談支援機関の連携強化や地域福祉関係者からの情報収集を充実し、相談支援の包括的なネットワークの構築を目指しながら、単独の支援機関では対応が難しい相談に対し、相談支援機関の抱える課題の把握や各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理等、支援全体の調整を行います。

ア 参加支援事業の実施

各相談支援機関や多機関協働事業等を通じ、既存の制度や支援では対応が困難な対象者を把握するとともに本人のペースに合わせながら、本人の状態や希望に沿って就労支援の受入れ先とのマッチング等の支援や本人への定着支援、受入れ先の支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、一時的な生活をする場を確保する住居支援にも努めます。

イ 生活困窮者支援のための地域づくり事業の実施

身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見や気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化させない予防的対応、地域資源を最大限に活用した連携の仕組みづくりに努めながら、生活困窮者や望まない孤独・孤立に悩む者と地域とのつながりを適切に確保します。

また、多様な参加の場を確保するため、市社会福祉法人連絡会へ支援するとともに、地域のいきいきサロンや子ども食堂・地域食堂等の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

ウ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施

ひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための取組みを行い、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、潜在的な対象者を発見するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、地域での相談会等において地域の情報を幅広く収集しながら、本会のネットワーク等も活用し事業の推進を図ります。

(2) その他の相談援助事業の実施

ア 自立相談支援事業の実施（天童市生活自立支援センター）

重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業（福祉総合相談窓口）として、生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりのため、生活困窮者の相談対応や課題の分析、ニーズの把握、自立支援計画の策定、住居確保給付金や様々な制度を活用した支援に当たります。

また、生活困窮者への支援を通じた関係機関との連携確立や地域のネットワーク

づくりを行い、生活困窮者の働く場や参加する場を広げ、相互に支え合う地域づくりに努めます。

イ 福祉サービス利用援助事業の実施

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方が安心して暮らせるよう、福祉サービス利用の援助や通帳等大事な書類の預かり、日常生活に必要な金銭の出し入れのお手伝いを行います。行政や病院、介護保険事業所等関係機関と連携しながら、一人ひとりの能力やニーズに応じた支援を行い、利用者が自分らしい生活を続けられるよう努めます。

さらに、能力の低下後も適切な支援に繋がれるよう、天童市や地域包括支援センターと連携します。

ウ 法人後見業務・成年後見センター事業の実施

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者を支援する成年後見制度の需要が増していることから、法人として成年後見人等に就任することにより、財産管理や身上保護に当たり、権利擁護に努めます。

成年後見センターでは市民からの成年後見制度の利用相談を受け付け、必要に応じて本人及び親族に関する申立て手続の助言や指導を行い、制度の円滑な利用促進に当たります。さらに、関係機関や市民向けの研修会等の開催により、普及啓発を図ります。

エ 生活福祉資金・たすけあい資金の貸付及び償還指導

低所得世帯や失業者世帯等の生活支援のため、民生委員・児童委員や行政等との連携、協力により、生活福祉資金及びたすけあい資金の貸付を行います。

借受世帯の生活の安定や順調な償還を実現するための適切な助言、指導に努めるとともに、償還の滞納世帯については、文書や訪問、面接会により生活状況の把握と返済計画の見直し等の相談支援を強化し、確実な償還に繋がるよう努めます。また、新型コロナウイルス感染症特例貸付の借受世帯に対しては、借受終了後も状況が改善していない世帯に対して、継続的に生活再建に向けたフォローアップ支援を行います。

オ ささえあい相談所（法律相談）

市民の法律に関する日常生活上の困りごとや心配ごとの解決に向け、身近で気軽な相談の場を提供するため、山形県弁護士会より会員を派遣していただき、法律トラブルへの初期対応を図ります。

カ フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業の実施

生活困窮者の相談援助を行った結果、必要と認められる世帯に対し支援の一環として、生活協同組合やNPO団体等より供与いただいた食品等を無償で提供します。

また、家庭や職場で余っている食品を寄付していただき、本会やNPO団体等を通じて、必要としている個人や社会施設・団体等に提供し、合わせて食品ロスの軽減にも貢献します。

キ 避難者生活相談支援事業の実施

東日本大震災から13年が経過した現在も故郷を離れて暮らしている方々の生活の質の向上を図るため、山形県社会福祉協議会の委託を受けて、相談支援活動に当

たります。

天童市危機管理室や避難者支援関係団体と連携を図り、暮らしの情報の提供や身近な社会参加の場の紹介等を行い、こころのケアや繋がりづくりを支援します。

3 共同募金活動

(1) 一般募金・歳末たすけあい募金への協力

社会福祉法人山形県共同募金会天童市共同募金委員会として、地域社会福祉協議会や町内会、嘱託員をはじめ地域の方々の協力を得ながら、地域の特性を踏まえた積極的な共同募金運動を展開します。一般世帯や法人、学校、職域など、幅広い世代の方から募金活動への理解と協力を得るため、広報活動を活発化します。

また、宝樹社との共催により歳末たすけあい色紙頒布会を開催し、篤志寄付についても積極的に展開します。

(2) 歳末たすけあい募金の適正配分

歳末たすけあい配分委員会担当国会議において、支援を必要とする世帯や地域福祉事業等への配分の方針を引き続き検討し、各地域の歳末たすけあい配分委員会において適正な配分を実施します。

4 天童市地域包括支援センター中央の運営

高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳ある自立した生活を継続することができるよう、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関や諸制度の利用につなげる支援に努めます。

介護支援専門員や介護サービス事業者、医療機関、行政機関、民生委員・児童委員、町内会、近隣住民等との連携を図り、総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント支援事業の他、認知症施策の推進や医療・介護の連携を実践します。

(1) 総合相談支援事業

ア 総合相談・支援体制の充実

ワンストップの窓口として、高齢者本人や家族等の様々な相談を受け止め、必要とする支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。

イ 在宅介護支援センターとの連携

地域における高齢者の相談窓口である在宅介護支援センターと連携を図り、情報共有、同行訪問等により、地域の高齢者世帯の相談支援を充実します。

ウ 地域におけるネットワークの構築

地域社会福祉協議会の研修会及び民生委員・児童委員定例会への参加等、地域福祉関係者との連携強化を図り、地域の高齢者の見守り活動に係る意識の啓発に努め

ます。

エ 地域包括支援センターニュースの発行と充実

消費者被害の防止、地域の福祉力向上を目的に、町内会、民生委員・児童委員、福祉推進員、関係機関（介護サービス事業所、医療機関、警察署、市役所、公民館）、商業施設等に地域包括支援センターニュースの配布を行うとともに、内容の充実を図り、センターの広報活動に努めます。

オ 地域支援事業申請に係わる支援及び調査等の代行業務

在宅介護や住み慣れた地域での高齢者の生活を支えることを目的に、福祉サービスの相談や天童市独自事業の申請代行、利用者調査、不在時の安否確認等を行います。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ア 地域ケア会議の開催

個別ケースの検討を中心としたケア会議の開催に加え、天童市に協力し医療専門職等が出席する自立支援型地域ケア会議に参加します。

イ 主任介護支援専門員会議の開催

居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員の資質向上・活動支援を目的とした研修会や、介護支援専門員連絡会の運営を検討する会議を開催します。

ウ 介護支援専門員連絡会・介護サービス事業所連絡会の開催

介護支援専門員の資質向上・活動支援を目的とした介護支援専門員連絡会や介護サービス事業所間の情報共有・連携強化を目的とした介護サービス事業所連絡会を開催します。

エ 医療と介護の連携

医療と介護の連携強化を目的に天童市東村山郡医師会との合同研修会を開催します。また、在宅医療を希望する方の相談窓口として、在宅医療・介護連携室（エール）との連携に努めます。

オ 地域包括支援センター間の連絡調整

地域包括支援センター中央とめいこうえんの間で業務経過、困難事例、諸制度等の情報共有を行い、お互いの活動の質を高め、差異のない支援ができるように努めます。

(3) 権利擁護事業

ア 消費者被害の防止対策の推進

消費生活センターや警察署生活安全課との連携により、消費者被害の防止や早期発見に努めます。

イ 成年後見制度・福祉サービス利用援助事業の周知及び利用支援

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力に不安がある方、その家族等の相談を受け止め、状況に応じた制度を利用することができるよう支援を行うます。

ウ 虐待通報への対応

高齢者虐待の通報先の一つとして、市民からの相談を広く受け止め、天童市と対応について協議をし、必要な対応を行います。

(4) 認知症施策の推進

ア 認知症サポーター養成講座

認知症の方が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する意識啓発を行います。

イ 認知症地域支援推進員活動の充実

天童市及び地域包括支援センターめいこうえんに配置されている認知症地域支援推進員と定期的に会議を開催し、認知症の方が安心して過ごせる地域づくりを進めます。

ウ 認知症初期集中支援チーム（ホオジロ）との連携

認知症初期集中支援チーム会議（月1回）に参加し、認知症高齢者が適切な医療や介護サービス利用につながるよう、検討及び支援を行います。

エ 認知症カフェの運営協力

認知症の不安や相談等を気軽にすることができる場及び情報交換の場として、認知症に関わる全ての方を対象に天童市が開催している「あったかフェテんどう」（月2回）の運営に参加・協力します。

オ 認知症事前登録申請代行

認知症等により、徘徊又は徘徊の恐れのある高齢者及びその家族を支援することを目的とした認知症事前登録事業への協力及び広報活動を行います。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

要支援に認定された方及び基本チェックリストで総合事業対象者に判定された方を対象に、自立支援を目的としたサービスが提供されるケアマネジメント（ケアプランの作成）を実施します。

イ さわやか健康教室

一般市民及び高齢者の介護予防を意識した講座の内容を企画し、誰もが興味を持って参加することができる教室を開催します。

(6) 指定介護予防支援事業

ア 給付管理の適正化

要支援1・2の認定を受けた方や家族と相談しながら、自立に向けた目標を設定し、適切な介護予防プランの作成・評価を行います。

イ 業務委託環境の整備

要支援1・2の認定を受けた方の心身の状況を確認し、要支援から要介護状態へ移行する可能性の高い方や家族を担当している介護支援専門員がいる場合は、居宅介護支援事業所への委託を行い、適正な介護予防プラン作成の支援を行います。

(7) 在宅高齢者訪問指導事業（すこやか訪問）

天童市の委託を受け、介護保険等の認定を受けていない75歳以上の高齢者単身世帯等を対象に健康状態や生活の様子などを伺い、閉じこもり予防や介護予防等について、訪問による相談に応じます。

(8) 実習生の受入れ

将来、医療・福祉分野で活躍しようとする学生を中心に、地域包括支援センターの業務に対する理解と人材育成を目的に実習生の受入れを行います。

5 介護サービス事業所の運営

利用者一人ひとりが、住みなれた地域で安心して自分らしく暮らしていけるように、利用者の持てる力を活かしながら生活できる支援を目指します。

(1) 天童市居宅介護支援事業所の運営

ア 介護保険制度に基づく指定居宅介護支援事業の実施

要介護者の自立支援や日常生活機能の維持向上を図るケアプランを作成し、要支援者の介護予防及び日常生活支援総合事業のケアプラン作成を受託します。

また、特定居宅介護支援事業所の指定維持を図るために、業務管理体制を整備し適正なケアマネジメントを実践します。

イ 介護保険に関する各機関との連絡調整及び手続代行

介護保険事業所及び公的機関やさまざまな社会資源についての情報収集を行い、利用者の心身状況や環境に応じた多様なサービスが適切に提供できるよう、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携の強化を図り、利用者の望む生活に近づけるような支援を行います。

ウ 要介護認定調査事業

保険者から調査依頼を受けた利用者に対し、生活及び心身状況を正確に反映する認定調査に努め、認定有効期間に配慮した認定更新申請代行を行います。

エ 他法人の居宅介護支援事業者との共同事例検討会及び研修会の開催

他法人の居宅介護支援事業者と共同で事例検討会及び研修会を開催し、事業者間での連携強化及び制度の理解や支援困難ケースへの対応等、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

オ 実習生の受入れ

介護支援専門員実務研修受講者にケアマネジメントの実践現場を体験してもらい、利用者の多様な生活実態などを知る事を目的として、実習生の受入れを行います。

カ 運営会議の開催

居宅介護支援事業所の適正な運営のため、経営改善、経営基盤の強化等を目的に、定期的に運営会議を開催します。

キ 委員会の開催

介護保険法の法令に基づき、虐待防止、感染症委員会を開催し、利用者の尊厳を擁護するとともに、質の高いサービスが提供できるように努めます。

(2) 天童市訪問介護サービス事業所の運営

ア 介護保険制度に基づく訪問介護事業

介護認定を受けた方や介護予防及び日常生活支援総合事業対象者の居宅サービス計画書の目標に近づけるようなサービスの提供を行います。

イ 障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護、同行援護事業

障がいを持つ方が地域で可能な限り自立した生活を続けられるよう、利用者ごとのニーズに添ったサービスの提供を行います。

ウ 地域支援事業に基づく移動支援事業の実施

天童市からの委託事業として、障がいを持つ方が地域活動や社会参加のため屋外移動に支障がないように、安心安全な外出援助を行います。

エ 多胎児世帯ヘルパー派遣事業の実施

天童市からの委託事業として、双子以上を養育している保護者に対して、家事や育児等の支援を行います。

オ まごころ支援事業（自主事業）の実施

介護保険や障害福祉サービス事業等が何らかの理由で受けられない場合に、本会の自主事業を利用することによって、安心して在宅生活が続けられる支援に努めます。

カ 養育支援訪問事業の実施

天童市からの委託事業として、保護者に対して、安心して養育できるよう育児や家事援助等の支援を行います。

キ 実習生・研修生の受入れ

福祉人材の育成を目的に、将来、福祉分野で活躍しようとする学生を中心に、介護の専門知識と介護技術の指導に努めます。

ク 天童市内訪問介護サービス事業所情報交換会の開催

天童市内の在宅介護サービスの充実を図ることを目的に、各サービス事業所における人材不足や業務内容、適正な事業所運営等に関する情報交換会を開催し、課題を整理することで各事業所の運営に効果的に反映することができるよう努めます。

ケ 運営会議の開催

在宅福祉の充実を図る上で欠かせない訪問介護事業の適正な運営のため、経営基盤の強化等を目的に、定期的に運営会議を開催します。

コ 委員会の開催

障害者総合支援法、介護保険の法令に基づき、虐待防止、身体拘束防止、感染症委員会を開催し、利用者の尊厳を擁護、また質の高いサービスが提供できるように努めます。

6 天童市総合福祉センターの管理・運営

感染症等対策を含めた施設の良い環境整備、適切な管理に努め、施設利用については福祉活動への優先的な開放を行うとともに、より多くの方々から快適に利用いただけるよう、サービスの向上に努めます。また、効率的な経営、経費節減に努めながら、災害時等には避難所等として利用いただけるよう安全に利用できる施設の管理に努めます。

(1) 施設等の貸出

ア 福祉関連の事業、団体を優先した貸出の実施

福祉関係団体については2ヶ月前、福祉関係以外の団体については1ヶ月前から予約を開始し、福祉活動への優先的な開放を行います。

イ 抽選による受付の実施

毎月の予約開始日に予約抽選会を開催し、公平な受付を行います。

ウ 備品貸出事業の実施

- (ア) 車いす
- (イ) 輪投げ
- (ウ) 外用いす及びテーブル
- (エ) グラウンドゴルフ用具
- (オ) 集会用テント等

(2) 良い環境設備

ア 日常点検及び定期的なメンテナンス等による施設の良好な環境整備

毎朝の総合的な施設・設備の点検や月1回の定期清掃、各設備等の定期点検を行い、良好な環境の提供、また、感染症等に配慮した環境整備に努めます。

イ 消防総合訓練や発電機の点検等による避難所開設及び災害発生時への対応準備

年2回の消防総合訓練や月1回の発電機の点検を行い、災害発生時に迅速に対応できるよう努めます。

- (ア) 指定緊急避難場所（一時避難場所） 収容人数130名
- (イ) 指定避難所 ※長期的避難場所 収容人数130名
- (ウ) 物資集積場所

ウ 効果的な経費の節減

安全確保をした上での不要な照明の消灯や使用していない電源を切るなど、経費削減に努めます。

(3) 同好クラブ事業の内容充実

6つの同好クラブを運営し、60歳以上の市民の皆様が趣味を通して健康維持や仲間づくりができるように努めます。

ア 囲碁クラブ

イ コスモスダンスクラブ（社交ダンス）

ウ 手芸クラブ

エ 俳句クラブ

オ 将棋クラブ

7 法人組織の管理・運営等

(1) 法人組織の管理・運営

ア 理事会及び評議員会等の開催

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び会長副会長会議等を開催し、法人組織の適正な管理、運営に努めます。

イ 監事による監査の実施

監事による決算監査等の実施により、法人組織の適正な管理、運営に努めます。

(2) 苦情解決の推進

第三者委員と福祉サービス等に関する苦情を適切に解決し、利用者の権利を擁護するとともに提供するサービスの向上に努めます。

(3) 自主財源の確保

会員や社会福祉基金等の増強のため、会費集金説明会の開催や広報チラシの市内全戸配布を行い、広報活動を推進し、会費等の自主財源の安定した確保に努めます。また安定した自主財源の確保のため、事業の内容検討を行います。

(4) 地域における公益的な取組の推進

社会福祉法人の責務として、社会福祉法に定められている日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方に対しての無料又は低額の料金で行う福祉サービスを積極的に提供します。また、車いす貸出事業を広く展開し、イベント等で身体が不自由な方が安心して社会参加でできるよう支援に努めます。

(5) 法人事業の広報

より多くの方々から本会事業を理解していただき、また福祉活動に関心をもっていただけるよう、ホームページ、SNSを活用し情報提供に努めます。

さらに、報道機関への積極的な情報提供等を行い、広報活動を強化します。

(6) 職員の資質向上及び福利厚生

ア 定例会及び係長等会議の開催

月1回、定例会及び係長等会議等を開催し、各係での連携を密にしながら、職員間の連絡調整に努めます。

イ 各種研修会への参加及び開催

外部で開催されるオンラインを含めた研修会等への積極的な参加により、職員の資質向上に努めます。また、本会においても、一般応急手当や健康講話、新任職員等の研修会を開催し、専門的な知識や技能等を高めます。

さらに、ふれあいまちづくり講座で、専門職である職員を福祉関係者の研修会や地域事業、学校等に派遣し、地域づくりを支援しながら職員の資質向上に努めます。

ウ 安全衛生委員会の開催や職員の健康管理

産業医も参加する安全衛生委員会の開催、健康診断やインフルエンザ合同予防接種等により、職員等の健康の保持増進に努めます。また、職員等の感染症等に配慮した職場環境の整備に努めます。

エ BCP（事業継続計画）の理解と運用

職員研修等を通して、策定したBCPの理解を深めるとともに、さらに充実していくよう努めます。